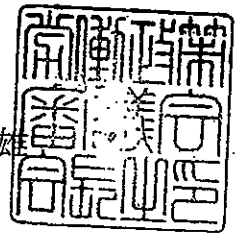


労 審 発 第 6 4 0 号
平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日

厚生労働大臣
小宮山 洋子 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 基 労 1 2 1 5 第 1 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 労 働 者 災 害 補 償 保 険 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年12月15日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成23年12月15日付け厚生労働省発基労1215第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成23年12月15日

労働条件分科会

分科会長 岩村 正彦 殿

労災保険部会

部会長 岩村 正彦

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

平成23年12月15日付け厚生労働省発基労1215第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、審議の結果、下記のとおり結論を得たので報告する。

記

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は妥当と認める。